

空家等対策計画策定の概要について

1 計画策定の概要

本市における空き家等の状況と課題を踏まえ、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定されました。

現在の計画は、令和3年度をもって計画期間が終了することから、取り組みの検証を行い、法令改正や社会情勢の変化に則した計画へ改定するものです。

2 策定体制



空家等対策計画策定の概要について

3 改定スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
対策協議会			①				②		③			④	
庁内連携会議				← 随時開催 →									
事務局	← 委員調整 →			← 検証及び計画案作成 →							← パブリックコメント →		印刷製本

対策協議会における主な内容

第1回 計画策定の概要、本市の現状等
第2回 現行計画の検証、計画案提示

第3回 計画案協議
第4回 パブリックコメント確認、計画案最終確認